

初めに

5月の臨時市議会で新しい正副議長の選任や全議員の所属委員会が決定されました。そして、5月13日には正副議長が各新聞社へ訪問し、「議員の質向上」「議員定数の検証」をしたいと述べたことが報道されました。

「議員の質向上」については、市民の皆様から「そもそも議員となる前から備えていないのか」といった批判があることは承知しています。

しかし、「質の向上をしないといけない」という共通認識を議会として持てたことは、とてもありがたく、皆様には将来に繋がる一歩として見守って頂ければと思います。

「議員定数の検証」については、人口や財政力指数が豊川市よりも上回っている安城市と比べても、議員報酬含めて削減の余地があると考えます(参考1)。

もちろん、議長は定数削減を言ったわけではなく、あくまで「検証」ということなので、議会としてどういう方向で進むかはまだ分かりません。

私は、定数を含め議会費全体の削減が出来るよう意見をしていきたい。

(参考1 安城市と豊川市の対比)

	人口	一般会計予算額	財政力指数	議員定数	議員報酬
安城市	187,192	668億円	1.29	28	47万7千円
豊川市	182,992	578億円	0.885	30	47万9千円

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



スズキ撤退とイオンモール出店に想うこと

2018年にスズキ豊川工場が撤退し、イオンモールが出店予定と報道されています。

イオンモールは、今の工業専用地域では出店できません。そこで、「商業地域への変更」を条件として工業専用地域よりも高い金額でスズキから土地を購入する契約となっているようで、「用途地域の変更がなければ白紙」となります。

そこで、豊川市は用途地域の変更を行うことで出店を後押ししようと動いています。

ただ、交通の便から新市民病院を諏訪地区ではなく八幡地区へ持ってきたことには逆行するものとなり、渋滞緩和策などに大きなコストも必要になるのではないかと思います。

それならば、市がスズキから「工業専用地域のまま買い取り、工場誘致の努力をした後、難しければ商業用地等に変更して土地を売る」という選択もあったのではないかと。

結果的に商業地域になるとしても、土地の転売で市は大きな臨時収入を得て、その利益を市民病院周辺の渋滞緩和などに充てることも出来たのではないかと。

(市による土地購入自体にも賛否あるでしょうが...)

市全体の利益のため、もう少し狡猾になっても良かったのではないだろうか。

～「共謀罪」の創設に反対する請願について～

6月議会では、「共謀罪創設に反対の意見書を国会に提出してください」との請願が提出されました。(会期中の参議院可決によって取り下げられ、採決はされませんでした)

なお、共謀罪自体は刑法78条(内乱の予備、陰謀の罪)など昔から日本の法律に存在はしています。請願の趣旨は組織的犯罪処罰法改正案の「テロ等準備罪の創設」に反対して欲しいというものでした。

そして私にも「紹介議員に」との声を頂いたのですが、政府の説明不足など思うところは多々ありましたが、以下の理由から紹介議員になる事は出来ないと判断しました。

国際組織犯罪防止条約に加盟することは必要だと考える。

テロ等準備罪無しで国際組織犯罪防止条約に加盟出来るのか否か分からない。

(国会討論を聞いても明らかになっていない)

ノルウェーは人権に配慮した形での共謀罪捜査を実現し、テロを未然に防いでいる。

(警察が監視を始める前に、第三者機関で是非を審査する)

また、国会や各種団体からも賛否様々な意見が出されていますが...

【参考】共謀罪(テロ等準備罪)への主要な賛否意見

反対	賛成
<ul style="list-style-type: none"> 国際組織犯罪防止条約に加盟するために共謀罪は必要ない。また加盟のために共謀罪を新設した国は少ない。 大規模テロについては、既に殺人予備罪があるので共謀罪がなくとも対応可能だ。 市民団体が各種抗議行動を立案することでも共謀罪とされる懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> OECD加盟35カ国のうち、30カ国は条約加盟の前から加盟に必要な共謀罪や参加罪などを持っていた。 9.11テロのような首謀者と実行犯に直接の接点がない場合、今の殺人予備罪で対処できない可能性がある。 正当な争議行為、合法的な市民運動は刑法35条によって違法性が阻却され処罰されない。

どちらの言い分が正しいのか、国民の間でもまだまだ整理されていないように見えます。そのような中で、議員として「是・非」を断定する紹介議員にはなれませんでした。ただ、議論が深まらない中で参議院可決をしてしまったことは残念に思います。

今後の運用を注視しつつ、場合によっては改正など求める必要もあると考えます。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 F B	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 https://www.facebook.com/fpkura	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

6月定例会 / 一般質問

空き家及び所有者不明財産について

空き家の問題は景観だけではなく、**放火や倒壊による近隣への被害リスク**もあります。また所有者不明財産の問題は、**空き家対策の連絡不能、公共事業の遅延、税収の取りこぼしなどのリスク**があり、いずれも今後増加していく事が予想されるので質問しました。

豊川市の空き家の状況（賃貸用アパートの空き室は除く）

空き家件数	老朽度「危険」	老朽度「注意」	管理が良好でない空き家
1069棟	7棟	82棟	156棟

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
豊川市シルバー人材センターにおける空き家管理の実績は？	平成27年度以降、シルバー人材センターの 空き家管理 を利用している空家は 34軒 です。
空き家所有者の意向アンケート調査「空き家バンクを利用するか」の回答状況は？	利用しない＝201件。 利用したい＝90件。興味はある＝137件。 その他＝679件（わからない157件、未解答522件）
空き家への課税強化を行いながら、空き家バンクや災害時一時利用の承諾によって課税強化を免除するなど柔軟かつ大胆な方策がとれないか。	今後は先進団体の事例などを参考に本市空き家等対策計画などをとりまとめ、 必要なものについてはしっかり対応 していきたい。
空き家アンケート調査で22件も宛先不明で戻ってきたようですが、所有者不明財産（土地・建物）の状況は？	所有者が亡くなられた事により、毎年200件程度所有者不明なケースが発生していますが、戸籍調査等により速やかに相続人を確定するよう努力している。
小さな自治体では 死亡者課税や課税保留 となり問題になっているが、市の状況は？	課税保留はしていないが、相続人が複数世代まで広がり調査に困難を伴うものもあり、 引続き調査中のものが数件 あります。
引き続き調査中のものは判明にどれ位の期間を要するのか。また、結果的に相続人不存在の場合の対応は？	調査に3年ほどを要する場合もある。 また、相続放棄によって相続人不存在である場合は相続財産管理人の選定を家庭裁判所に申し立てることができる。しかし、経費と管理人選任後の固定資産税の回収見込みなど、費用対効果を勘案しながら行うことになる。（現在は2件実施中）
所有者不明資産は今後増え続け、財政ひっ迫する中で職員体制も薄くなり、大きな課題になっていくと考える。市の対策を伺う。	相続発生時に十分な周知が出来るよう、 他団体の先進的な取り組みを今年度中に視察して参考にする。 また、空き家等対策とも連携して適切に対応していきます。

問題のある空き家の解体は基本的には所有者負担ですが、解体費助成など税金が使われる制度も検討されています。節税のために空き家が残され、解体時にも市民の税金がでるのは公平なのでしょうか。

せめて、問題のある空き家への課税強化（優遇措置の解除）や空き家全般の公的利用促進などで、少しでも空き家対策の財源補填をしていくべきだと思います。

税金の使い方を考えよう

人口減少社会における下水道事業について

下水道事業は小さな自治体では破たん寸前と報道される所もあります。豊川市も将来人口は2040年に158,772人（13%減）と推計され、人口減少時代に向けた現状認識を深め、準備をしていくことが必要であると考え質問しました。

・豊川市下水道事業の決算概要

	収入	支出	収支額
27年度 決算	49億5074万8千円	46億9965万円	+2億5109万8千円

（質問・答弁要旨抜粋）

Q（倉橋の質問）	A（市当局の答え）
公共下水道事業には、一般会計からの繰入れがあるが、繰入金の基本的な考え方を聞く。	下水道事業は独立採算性が原則 ですが、公共的役割もあることから 費用の一部を公費で負担 しています。経費負担区分については、 総務省から地方公営企業繰出基準が通知 されています。
それでは公共下水道事業への一般会計繰入額はどのような状況ですか。また、繰出基準に基づかない基準外支出もあるのか。あるのなら、金額は。	平成26年一般会計繰入金総額、11億2,858万円。 （基準内繰入金10億8,652万円、 基準外4,206万円 ） 平成27年一般会計繰入金総額、12億2,734万円。 （基準内繰入金9億2,125万円、 基準外3億609万円 ）
27年度に 基準外繰入金が大きく増えている原因 は何か。	愛知県から本来あるべき「適正な使用料単価」を1㎡当たり150円とする指導があった。市の使用料単価は134円で、その差分が 基準外 として繰り入れた。
一般家庭用の下水道使用料について、県内各市と比較する形で伺います。	1月当たり20㎡使用した場合、豊川市が1,954円。県内38市平均2,027円、東三河5市の平均2,079円。
豊川市の処理区域内人口密度について、近隣市との比較を含め伺う。	豊川市は1ヘクタールあたり45.9人、豊橋市が58.2人、蒲郡市が45.1人、新城市が38.6人、田原市が35.7人。
将来の下水道事業の汚水処理区域内人口密度はどの程度になるか。	汚水適正処理構想では平成42年（2030年）までを想定しています。2030年の処理区域内人口密度は39人です。
1ヘクタール40人が下水道事業の採算ライン と言われる事もある。今後、状況によっては集合処理から個別処理に変更する考えなどあるか。	27年に汚水適正処理構想を見直したところで、今のところ集合処理方式と決められた区域を個別処理（浄化槽）方式へ変更する考えはない。
汚水適正処理構想が想定していない2040年、或いはその後さらに下水道の経営環境はさらに厳しさを増す。 下水道経営の健全化に向けた対策について伺う。	持続可能なサービスを提供することが第一 と考える。明確な経営目標と見通しを立て、適切な下水道使用料の設定、民間委託の推進など経営の効率化、徹底したコスト削減、経営情報の公開・透明性の確保等にしっかりと取り組みます。

27年度は、一般会計からの**基準外繰入3億609万円が無ければ5,500万円の赤字**という事になり、将来一般会計も苦しくなることを見越して今から危機感を持って行くべきと考えます。

将来世代にツケを回さないよう注視し、今後も意見などしていきたい。

